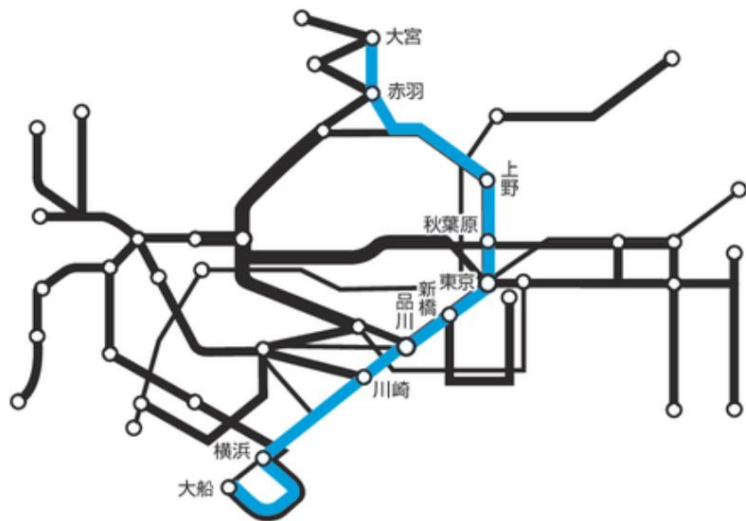


# J R 東日本 京浜東北線車体広告

作業：基本前日(要調整)

掲出路線	サイズ	掲出期間	販売単位 (編成)	広告料金	掲出開始日	申込開始日
京浜東北線 10両編成	1車両 1側面あたり 約5㎡	4週間	1編成	¥4,500,000	基本:日・月 要調整	上期分:2/13より随時 下期分:6/10より随時
		12週間	1編成	¥8,500,000		

・広告料金には、車体広告の印刷加工費・施工費、通過自治体への申請費、屋外広告協会審査料が含まれています。



## 【実施に関する注意事項】

- ※事前に原稿審査がございます。原稿修正可能な段階で審査を受けて下さい。  
原稿審査は各ビジュアルの配置確認も必要です。
- ※電鉄との規約により、申込後の変更・キャンセルは出来ませんので予めご了承ください。
- ※媒体申込後の変更・キャンセルが発生した場合は、掲出の有無に関わらず広告料金全額をいただきます。
- ※消費税は別途がかかります。
- ※広告料金には、車体広告の印刷加工・施工料金、通過自治体への申請費、屋外広告協会審査料が含まれています。
- ※デザインが複雑でカットアウトが必要な場合(フリーデザイン)等、別途制作料金がかかる場合がございます。
- ※掲出作業日の翌日から運行開始となります。また、掲出最終日は撤去作業のため運行されない場合がございます。
- ※車体広告の素材選定・印刷加工・施工管理は、媒体社にて行います。
- ※申込スケジュールについては別途お問合せ下さい。

# J R 東日本 車体広告注意事項

## <広告デザインについて>

- ◎車体広告は、景観・接触したお客様への影響・印象度が大きなメディアです。  
広告デザインは車両の構造や安全運用等をご配慮いただけるようお願い致します。

## <掲出基準について>

- ◎掲出業種は、原則としてジェイアール東日本企画意匠規制によります。  
なお、J R 東日本の事業競合にあたるもの・アルコール※業種を問わずアルコールをモチーフにした意匠はお受けできません・金融・公営競技(一部を除く)等、規制のある業種がございますので、事前にご相談下さい。

## <広告内容について>

- ◎広告の責任所在が明確となるよう下記の通りとします。  
①広告主名は原則1社とし、複数主名などが表記される連合広告は不可です。  
②広告主名は1車両各面ごとに明瞭に表記してください。

## <各自治体の屋外広告物条例について>

- ◎以下の自治体を通過する路線で車体広告を行う場合はなるべく早い段階でデザインをご提出ください。自治体審査の結果によっては代理店様のご負担により路線別に独自の意匠製作をお願いする場合がございます。
  - 千葉県・千葉市・船橋市 (常磐線・中央・総武線各駅停車・京葉線・武蔵野線)
    - ・地色に黒(船橋市)または彩度の高い配色が禁じられています。
  - 鎌倉市 (京浜東北線・根岸線・横浜線)
    - ・デザイン自体に彩度の高い配色が禁じられております。  
彩度6以上の色の使用は分散させて意匠シート全体の20%程度まで。  
※彩度6以下の色とは、白、黒、グレー、ベージュ等です。
    - ・写真の使用 방법에制限があります。(人物の扱いはシート1枚に対し1/3以下など)
    - ・フリーデザインはNG。基本形1に限らせていただきます。
  - 相模原市 (中央線快速・横浜線)
    - ・広告面積計算で独自の規定を設けています。

## <運行上の注意>

- ◎掲出・撤去スケジュールについて、運行上の都合で変更となる場合がございます。
- ◎契約期間中にも点検運休等が生じますが、それによる払い戻しや運行補償はありません。また、車両故障や事故等のトラブルで掲出開始・終了日や運行が変更・中止となる場合がありますので、予めご了承下さい。
- ◎取材等をご計画の場合は、遅くとも実施の一週間前までに申請をいただきますようお願いいたします。

## < J R 東日本 審査基準 (抜粋) > \* 詳細はお問い合わせ下さい。

電車本来の機能と景観への配慮から下記観点によるガイドラインを設けております。

- ①お客さまサービスへの配慮
  - \* 窓下の識別帯上にかかる広告面積は識別帯面積の3/10以下にして下さい。
- ②安全への配慮
  - \* コピーの文字は原則として最低70ポイント以上でお願いします。
  - \* 乗降客との誤認を防ぐ為、「等身大」の人物描写はさけてください。
- ③都市景観への配慮
  - \* 商品等の「価格表記」はさけてください。

## <東京都許可基準 (抜粋) >

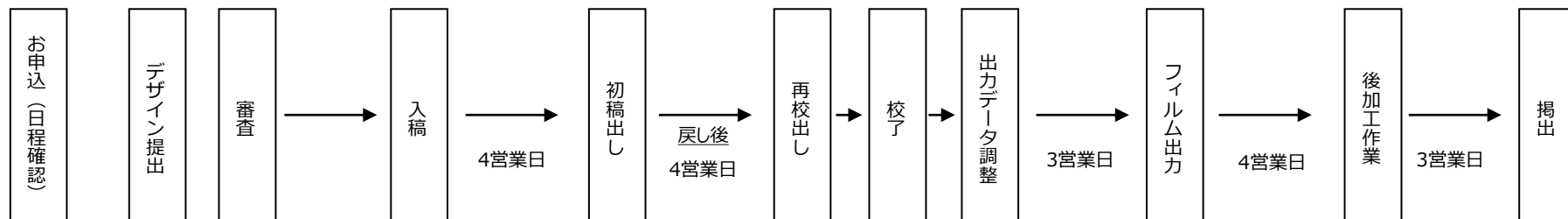
- ◎広告デザインの面積
  - ・車体当該外面面積の10分の1以下とする。(1車両1外面あたり約5㎡)
    - ※ J R ロゴ・車両形式番号も広告面積に含まれます。
  - ・車体の窓、ドア等のガラス部分に表示する広告物等は不可。
- ◎広告内容
  - ・文字表現は企業名、1商品名、1キャッチコピーに限るとともに、多数の文字による表現でないこと。
  - ・車体各面に表示できる広告物は、2広告物以下とする。
  - ・地色に「黒一色」を用いたデザイン、単一デザインを反復した意匠は不可。

# JR東日本 車体広告スケジュール目安

## <制作スケジュール例>

※編成数やデザインによっては下記の通りではありません。

※下記日数は土日祝日を除いた目安です。



・お申込は、以下の掲出基準に適合するものとします。

- ①各自治体車体利用広告許可基準およびガイドライン
- ②JR東日本車体広告自主審査基準
- ③JR企画広告意匠規制

・掲出日の40日前までにお申込及びデザイン提出をお願いいたします。  
（フリーデザインの場合は47日前）

・デザイン審査の結果、入稿後、色校正後であっても、変更をお願いする場合があります。（景観、安全面を配慮した変更等）

・デザイン審査には時間がかかる場合があるため、遅くとも入稿期限の5営業日前にはデザイン提出をお願い致します。

・デザイン用のテンプレートをCDでご用意しています。

・通過自治体には個別に許可申請が必要です。許可申請は弊社にて行います。  
千葉県・千葉市・船橋市および鎌倉市・相模原市は自治体審査が厳しいため、なるべく早めのデザイン提出をお願い致します。

**中央線快速の申込みについては、運行開始月の2ヶ月前の20日までにお申込頂くことが必須条件となります。**（事前に作業員を手配するため）  
（例えば8月16日運行開始の車体広告であれば、6月20日までにお申込頂くことが条件になります）

・入稿は完全データでお願い致します。

その際、色見本・出力紙などを添付してください。

詳しくは「車体広告作成ガイド」をご参照下さい。

・自治体により事前デザイン審査が必要な場合もありますので、事前にご確認下さい。

※東京都屋外広告物条例施行規則第7条による、広告物等の見やすい個所に標識票を貼ることに代わり、広告主名、許可番号、意匠図・面積図等を広告掲出期間中、当社HP上に掲示させていただきます。

※更新作業の関係で遅れる場合があります。

## <各路線の運行区間>

線区名	車両数	車両形式	運行区間
京浜東北線・根岸線	10	E233・209	大船～横浜～品川～東京～赤羽～大宮
埼京線・りんかい線	10	205	川越～大宮～池袋～新宿～大崎（～新木場）
常磐線（快速）	10	E231	上野～日暮里～柏～我孫子（～取手・成田）
横浜線	8	205	大船～桜木町～東神奈川～橋本～八王子
南武線	6	205	立川～府中本町～武蔵中原～川崎
中央線快速	10	E233	東京～新宿～立川～高尾（～大月・青梅）
中央・総武線各駅停車	10	E231・209	三鷹～新宿～秋葉原～錦糸町～千葉
京葉線	10	205	東京～新木場～蘇我（～君津・上総一ノ宮）
武蔵野線	8	205	（東京・海浜幕張～）西船橋～新松戸～南浦和～府中本町

山手線を除く路線に関しては、作業日は従来どおり土日祝日のみの設定になるので、お気をつけください。（作業は掲出開始の前日になります）

## ■ 注意事項

- ・媒体資料の情報は予告なく変更される場合がございます。
- ・工事などにより媒体自体が無くなる場合がございます。
- ・販売済の場合がございますので、最新の空き状況はお問合せ下さい。

## ■ お問合せ

最新の空き状況を知りたい

制作費を知りたい

媒体資料のpptデータが欲しい

不明点があるので詳細な話を聞きたい など

上記のようなことがございましたら、以下よりお気軽にお問合せ下さい



[oooh\\_info@shunkosha.co.jp](mailto:oooh_info@shunkosha.co.jp)



03-3538-9225